

# 鳥取縣公報

## 告示

◇鳥取縣告示第六百三十三号

鳥取縣會計規則第二條の規定による左記廢を昭和二十四年八月十五日から廢止並びに指定した。

昭和二十四年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 記

廢止 鳥取縣立開拓増産修練農場  
指定 鳥取縣立経営傳習農場

本書、キサハ國定規格A五判

昭和二十四年八月十五日  
外 月 曜 日

鳥取縣公報 毎週 曜日発行(休日ニ當ル)  
火金 曜日発行(時ハ翌日)

昭和二十四年八月十五日 外

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

同西町二番地

同上

赤堀 七よ 同二十年八月十日

同

同二階町二丁目二番屋敷

同上

小泉 いね 同九年八月

同

岡山縣勝田郡植月村植月中四〇四番地

鳥取市大工町頭四番地岡本育子方 高山きの 大正七年八月十八日

同

氣高郡日置谷村藏内一一番地ノ三

同西町三七八番地ノ一 山本 君子 明治四十四年四月二日

同

鳥取縣告示第四百四十号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第四十二号

左記により鳥取縣教育委員會臨時會を招集する。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣教育委員會長 佐々木顯一

許可條件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第四十二号

左記により鳥取縣教育委員會臨時會を招集する。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣教育委員會長 佐々木顯一

許可條件

- 一、建築物の位置 鳥取市吉方三八六 田中 繁 治
- 一、同 用途 店舗
- 一、同 構造 木造 鉄板葺 平家建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 九、九二平方米 突出する部分 同

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第八十六号

鳥取縣立経営傳習農場規程を次のように定め公布の日から施行する。

昭和二十四年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立経営傳習農場

第一章 總 則

第一條 鳥取縣立経営傳習農場（以下本場と称する）は総合的協同経営農場であつて文化豊かな近代農村の建設と新しい開拓農村の育成に資する爲有能な農業者にならうとする青年を收容し主として農場経営への實際的參加の方法により科学的農業技術、合理的農業経営の方法、改善された農村生活について傳習させると共

号

外

月 曜 日

に合理的農業経営展示により農村への経営技術の導入を図るを目的とする。

第二條 本場は第一條の目的を達成するために本科及び研究科をおき場生を入場させる。

第三條 本科の修業年限は二箇年とし毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終り農業に関する基礎教育を行い農家後継者の養成をなす。

第四條 研究科の修業年限は一箇年とし毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終り主として農業経営上の教育を行い農村中堅人の養成をなす。

第五條 前二條の外一般農民特に農村青年に対し隨時短期講習を行い、その時代において特に必要な農業技術、農業経営の方法、農業政策の普及を図る。

第二章 入場及び退場

第六條 本場に入場しようとする者は左の資格を持つて

するものとする。

- 一、本科生は新制中学校卒業者又はこれに準ずる者
- 二、研究科生は新制高等学校卒業者又は本場本科修了者、其の他場長に於て最も適当と思われる年令十八才以上二十五才以下の者
- 三、短期講習はそのとど場長がこれを定める。

第七條 前條各号の資格該当者であつて本場に入場を希望する者は別に定める様式の入場願書に左の書類を添えて指定する期限までに場長に提出するものとする。

- 一、戸籍抄本
- 二、履歷書
- 三、各学校長又は市町村長の推薦書
- 四、出身学校長の成績証明書

第八條 場長前條の願書を受理したときは人物考査、筆記試験及び身体検査を行つた上これを選衡決定して入場を許可する。

第九條 場生の募集に關する時期及び人員並に入場に關する必要事項はそのとど告示する。

のとする。但し縣において必要と認められた場合はその一部或は全部を補給することができる。

第十七條 場生であつて本場の課程を修了した者に対して修了証書を交付する。

第十八條 場長は必要に応じ場生に賞罰を加えることができる。

#### 第四章 職 制

第十九條 本場に左の職員を置く。

- 場 長 一名
- 事務吏員 若干名
- 技術吏員 若干名
- 囑 託 若干名

第二十條 場長は場務を掌摺し場員を指揮監督する。

第二十一條 職員は各々場長の命を受け場生の指導教育に従事し場務を分掌する。

第二十二條 場長事故あるときは上席職員がその職務を代行する。

第十條 場生であつてやむを得ない事由により休場しようとする者は場長に休場願を提出しなければならない。休場一箇月以上にわたるときは退場を命ずることが出来る。

第十一條 場生であつてやむを得ない事由により退場しようとするときは退場願を場長に提出しなければならない。

第十二條 場長は場生がその本分に違反し改悛の見込がないと認めるときは退場を命ずることが出来る。

#### 第三章 課 程

第十三條 本場における教科は次のようにする。

- 一、本科生は二箇年を通じ農業高等学校に準拠した農業科目を履修させる。
- 二、研究生は別に定める課程により履修させる。

第十四條 場生は給て寄宿舎に入り自給自足の生活のもとに農場経営の實踐研修を行うものとする。

第十五條 授業料はこれを徴收しない。但し必要に応じ徴收することができる。

助手は場長の命を受け場務を補佐する。

第二十四條 場長及び職員が縣外に出張しようとするときはその要件、出張地及び日程を添えて知事の認可を受けなければならない。

第二十五條 左の事項は場長において専決する。

- 一、職員の業務分担
- 二、職員の管内出張
- 三、職員の除服、出仕及賜暇
- 四、助手の任命及び解任

第二十六條 場長は毎年四月三十日までに前年度の業務功程を知事に報告しなければならない。

第二十七條 処務細則その他場内の諸規程の制定改廢は知事の承認を得て場長がこれを定める。

#### 第五章 附 則

この規程施行当時の開拓増産修練農場本科生及び研究生は第六條の規定にかゝらず経営傳習農場本科生及び研究科生となるものとする。

昭和二十一年三月鳥取縣令第十八号鳥取縣立開拓増産修練農場規則は廃止する。

# 鳥取縣公報

第二千三百七十七号

大 昭 日

## 規 則

### ◇鳥取縣規則第七十六号

鳥取縣肥料營業免許手数料徴收規則を次のように定める。

昭和二十四年八月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣肥料營業免許手数料徴收規則

第一條 肥料取締法第二條の規定に依る肥料營業の免許を受けた者はこの規則の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

第二條 免許手数料は次に定める額とする。

- 一、肥料製造營業免許手数料 一件につき 壹千円
- 一、肥料輸入營業免許手数料 同 五百円
- 一、肥料売買營業免許手数料 同 五百円

第三條 免許手数料は免許書の交付を受けたときこれを

納入しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第四百四十二号

肥料取締法第二條の規定により八月十三日次の者に肥料製造營業を免許した。

昭和二十四年八月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

松江市榮町四五 三翼ペイント工業株式会社

### ◇鳥取縣告示第四百四十三号

東伯郡天神野耕地整理組合第十三区の換地処分について

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十四年八月十六日

(昭和四年四月十五日)

一